第1回甲府交通圏タクシー特定地域協議会

議事次第

平成 21 年 10 月 28 日(水) 10:30~

山梨自動車総合会館

- 1.協議会設立の手続き
 - ・「甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」の承認
 - ・構成員の紹介
 - ・会長選出
 - ・協議会の運営に関して必要な事項の協議
- 2.第1回甲府交通圏タクシー特定地域協議会
 - (1) 開会
 - (2) 会長挨拶
 - (3) 事務局長指名
 - (4) 議事

本協議会の目的と役割について 甲府交通圏におけるタクシー業界の現況について 本協議会の今後の検討の進め方について その他

(5) 閉 会

- 資料1 甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱(案)
- 資料2 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」制定の背景と協議会の目的
- 資料3 山梨のタクシー業界の状況
- 資料4 適正と考えられる車両数の算定について
- 資料 5 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」地域計画

【参考資料】

- ・「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する 特別措置法」条文
- ・特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン

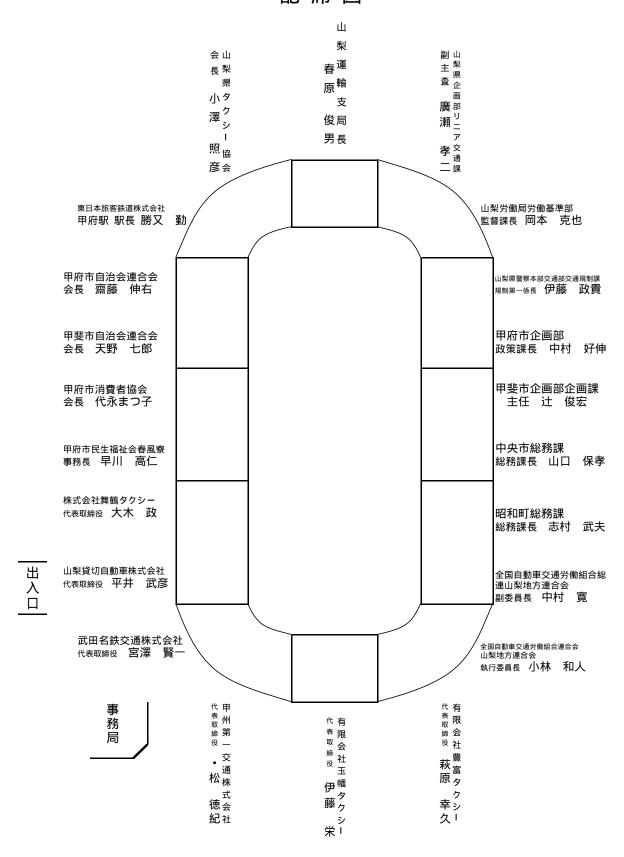
第1回 甲府交通圏タクシー特定地域協議会 委員出席者名簿

平成 21 年 10 月 28 日(水) 山梨県自動車会館会議室

山梨運輸支局長	春原	俊男
山梨県知事代理出席 山梨県企画部リニア交通課副主幹	廣瀬	孝二
甲府市長代理出席 甲府市企画部政策課長	中村	好伸
甲斐市長代理出席 甲斐市企画部企画課主任	辻 俊	宏
中央市長代理出席 中央市総務課長	山口	保孝
昭和町長代理出席 昭和町総務課長	志村	武夫
山梨県タクシー協会 会長	小澤	照彦
(株)舞鶴タクシー 代表取締役	大木	政
山梨貸切自動車(株)代表取締役	平井	武彦
武田名鉄交通(株)代表取締役	宮澤	賢一
甲州第一交通(株) 代表取締役	■松	徳紀
(有)玉幡タクシー 代表取締役	伊藤	栄
(有)豊富タクシー 代表取締役	萩原	幸久
全国自動車交通労働組合総連山梨地方連合会委員長代理出席		
全国自動車交通労働組合総連山梨地方連合会 副委員長	中村	寛
全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会 執行委員長	小林	和人
甲府市自治会連合会 会長	齋藤	伸右
甲斐市自治会連合会 会長	天野	七郎
甲府市消費者協会 会長	代永ま	きつ子
東日本旅客鉄道(株)八王子支社甲府駅 駅長	勝又	勤
山梨労働局長代理出席 山梨労働局労働基準部監督課長	岡本	克也
山梨県警本部長代理出席 山梨県警察本部交通部交通規制課規制第一係長	伊藤	政貴
社会福祉法人 甲府市民生福祉会 春風寮 事務長	早川	高仁

(順不同、敬称略)

「甲府交通圏」タクシー特定地域協議会 配 席 図



資料 1

甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

平成21年10月28日

(目的)

第1条 甲府交通圏タクシー特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法(平成21年度法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、甲府交通圏(以下「特定地域」という。)の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において、「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者 組織する団体をいう。
- 4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体 又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

整

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1)地域計画の作成
 - (2)次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業 の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力 の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調

(3)特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会設立時の構成員は、以下(1)から(7)の種別毎に次に掲げる者とし、 任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)~(5)は法第8条第1項に規定する構成員、(6)~(7)は、同条第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2)関係地方公共団体の長

山梨県知事

甲府市長

甲斐市長

中央市長

昭和町長

(3) タクシー事業者等

山梨県タクシー協会 会長

株式会社舞鶴タクシー 代表取締役

山梨貸切自動車株式会社 代表取締役

武田名鉄交通株式会社 代表取締役

甲州第一交通株式会社 代表取締役

有限会社玉幡タクシー 代表取締役

有限会社豊富タクシー 代表取締役

(4) 労働組合

全国自動車交通労働組合総連山梨地方連合会を代表する者 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者

(5)地域住民の代表

齋藤伸右 (甲府市自治会連合会 会長)

天野七郎 (甲斐市自治会連合会 会長)

代永まつ子(甲府市消費者協会 会長)

- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅 駅長
- (7) その他協議会が必要と認める者

山梨労働局長

山梨県警察本部長

社会福祉法人甲府市民生福祉会 春風寮事務長)

(協議会の運営)

- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の議事運営を統括し、座長を務める。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には、事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合はそれぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計15個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。 関東運輸局長が合意していること。

関係地方自治体の長が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

前条(6)及び(7)に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

- (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - (2) ~ までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー 車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数 の過半数であること。

前条(7) 及び の構成員が合意していること。

前条(6)及び(7) の過半数が合意していること。

だだし地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

- (4) (1)~(3)まで以外の議決を行う場合 (1)の議決方法をもって決することとする。
- 10 協議会は、地域計画策定後も定期的に開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。
- 13 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるものほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」

制定の背景と協議会の目的

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の 適正化及び活性化に関する特別措置法(特措法)

特措法の概要

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。しかしながら、タクシー事 業を巡っては、長期的に需要が減少傾向にある中、タクシー車両が増加していることなどにより、地域によっては、収益基盤の 悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が生じており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮するこ とが困難な状況にある。

こうした状況において、平成20年12月18日に交通政策審議会から「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」が答申さ れ、タクシーの機能を維持、活性化するために現時点で必要と考えられる対策が示された。

本法律は、以上を踏まえ、所要の措置を講ずるものである。

特措法の骨子

①特定地域の指定等

・国土交通大臣は、供給過剰等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地 域を「特定地域」として指定

(都道府県知事及び市町村長が国土交通大臣に対して、特定地域の指定を行うよう要請することも可能)

②特定地域の協議会による地域計画の作成及び実施

・特定地域において、地域のタクシー事業の関係者(地域住民も含む)は、協議会を組織し、特定地域にお けるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための計画(「地域計画」)を作成することができる。 地域計画で定めるべき事項:タクシー事業の適正化及び活性化推進に関する基本方針(地域計画の目標、 目標達成のための事業等)

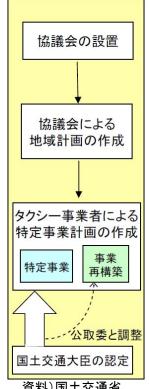
③特定事業計画の作成

- ・特定地域のタクシー事業者は、単独又は共同で、地域計画に即したタクシー事業の適正化及び活性化に 資する取組み(「特定事業」)を実施するための計画(「特定事業計画」)を作成し、国土交通大臣の認定を 受けることができる。
- ・特定事業計画には、事業譲渡、合併、減車等(「事業再構築」)について定めることができる。

4 特定地域における道路運送法の特例

特定地域において増車を行う場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

<特定地域>



資料)国十交诵省

特措法制定の背景

タクシー市場の供給過剰・運賃競争

タクシー需要:輸送人員の長期的な減少

タクシー供給:H14年2月「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正

する法律」施行による参入規制撤廃等を契機に、過剰な輸送力の増加、過度

な運賃競争へ。

諸問題の発生

地域公共交通機関としての機能不全

- ・タクシー車両による道路混雑(交通問題、環境問題、都市問題)
- ・タクシー事業者の収益基盤悪化
- ・運転者の賃金等の労働条件悪化

・サービスの質の低下

・法令違反、事故件数の増加 等・・・

タクシー事業の適正化・活性化に向けた動きへ

国の動き:平成18年8月に東京地区のタクシー運賃改定申請がなされ、物価安定政策会議における審議が開始したが、その中で、タクシー事業のあり方に関する問題提起がなされた。これを契機として、国交省の「交通政策審議会」に「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」が設置された

業界団体の動き:全タク連第三者委員会「安全・安全なサービスを提供するためのタクシー 事業制度の研究会」設置、署名活動等の実施 等…

特措法制定の経緯

H14.2	道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律施行→参入規制の撤廃
H18.6	長野A, B地区、大分が運賃改定申請(H19.4実施)
H18.8	東京特別区、武蔵野、三鷹地区が運賃改定申請
H19.12	同地区の運賃改定実施
	国土交通大臣から「運賃改定を契機として提起されたタクシー事業を巡る諸問題について」諮問
	→以下の交政審WG設置
H20.2	交通政策審議会「第1回タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」
	(以下、交政審WG)開催
H20.3	全タク連「第1回安全・安心なサービスを提供するためのタクシー事業制度の研究会」
	(以下、全タク連第三者委員会)開催
H20.7	第8回交政審WGにおいて中間報告
	※利用者ニーズに合致したサービス提供、供給過剰への対策、過度な運賃競争への対策等が盛り込まれる
	特定特別監視地域の指定(全国109営業区域)
H20.9	規制改革会議公開討論会
	「リーマンショック」を契機に世界同時不況へ
H20.11	全タク連第三者委員会による「安全・安心なサービスを提供するためのタクシー事業制度に対す
	る提言」
H20.12	全タク連、全個連、労働4団体が「適正台数、同一地域同一運賃」を求めた署名・要請文を国土交
	通大臣、自民党、民主党等に提出
	交政審WGによる答申を国土交通大臣に提出
H21.2	特措法が閣議決定
H21.6	衆議院本会議、参議院本会議において全会一致(反対票ゼロ)で可決
	特措法 公布
H21.10	特措法 施行

協議会設置の目的

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法より

関係者相互の連携及び協力について

第七条

国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、特定地域における一般乗 用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努 めなければならない。

協議会の設置について

第八条

特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会(以下単に「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることが できる。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - 二 学識経験を有する者
 - 三 その他協議会が必要と認める者

協議会とは

基本的な考え方

- 〇協議会は、地域計画の策定主体となるものであり、計画実施に係る関係者間の連絡調整を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化を推進する上での中心的な役割を担うもの。
- ○<u>地域の多様な関係者が積極的に協議会に参画し、共有の認識の下、タクシー事業の適</u> 正化・活性化に関する取組を総合的かつ一体的に取り組んでいくことが期待される。

構成員

- ○<u>地方運輸局長、関係地方公共団体の長、</u> <u>タクシー事業者・団体、運転者の団体、</u> <u>地域住民</u>のほか、必要に応じて<u>他の公</u> <u>共交通事業者、地元企業、学識経験者</u> 等を構成員に含めることが望ましい。
- 〇また、<u>協議事項に関係する関係行政機関(都道府県労働局又は労働基準監督署、都道府県公安委員会など</u>)の参画を得ることも重要。

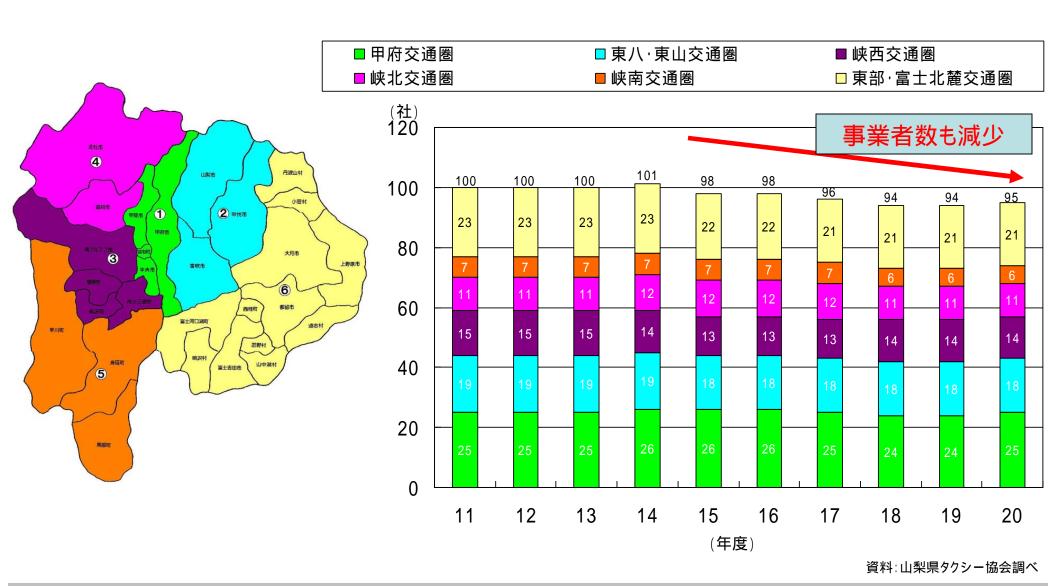
記載事項に関する留意事項

- 〇協議会運営の透明性・実効性等を確保する観点から、<u>協議会における意思決</u> 定の方法等に係る規約を定め、適切に 協議会を運営することが望ましい。
- 〇協議会運営の効率化や他の計画との整合性の確保を図る観点から、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会等と合同で協議会を開催することも考えられる。

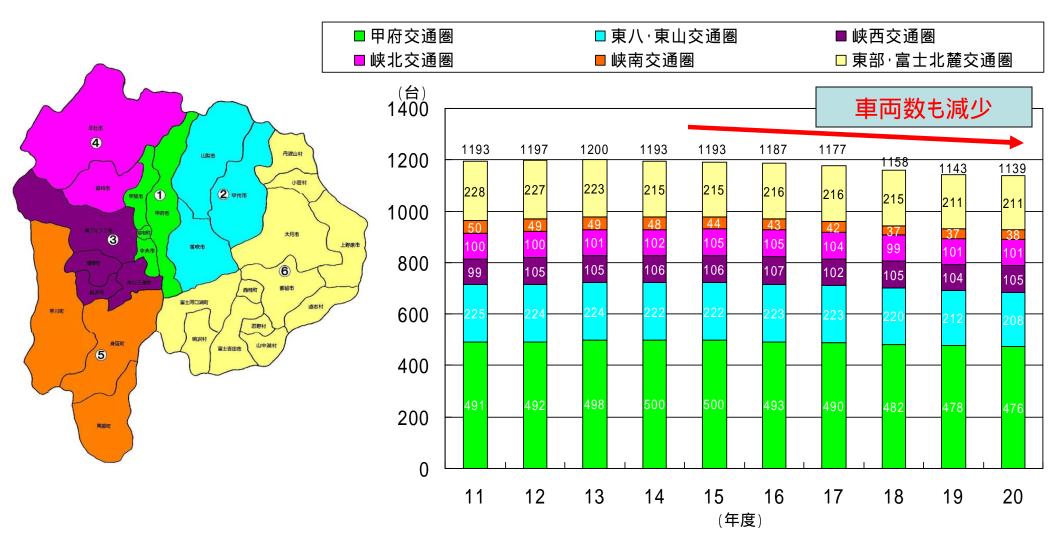
山梨県におけるタクシー事業の現状について

山梨県タクシー協会

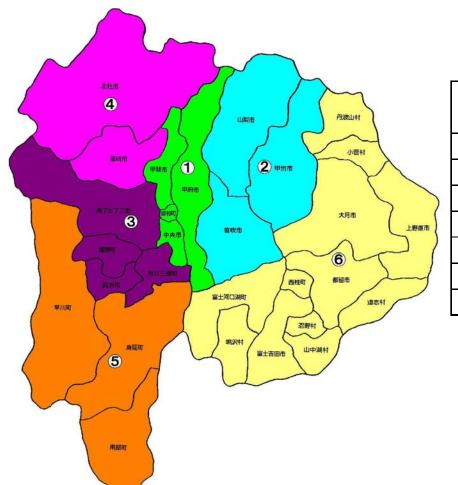
1.タクシー事業者数の推移



2.タクシー車両数の推移



3. 交通圏別の車両数の状況



平成21年10月1日現在

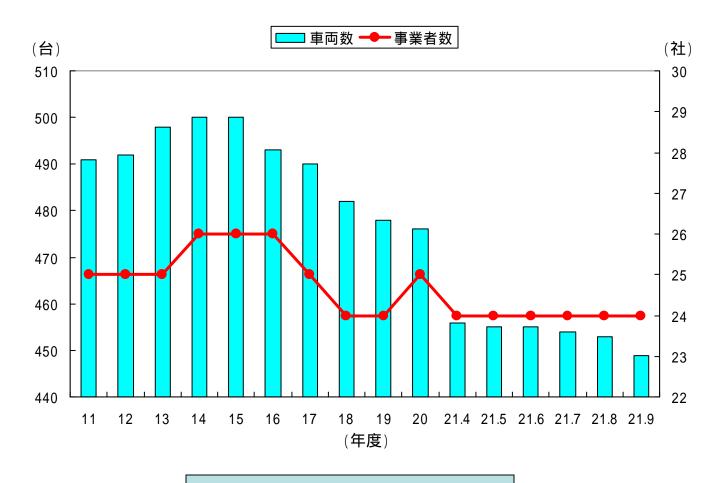
	交	通	巻		一般車両	特殊車両	合計	人口	1 車当 リ人口
甲	府	交	通	巻	448	1	449	321,396	717
東	八 •	東山	交 通	巻	203	3	206	143,057	705
峡	西	交	通	巻	101	2	103	106,441	1,054
峡	北	交	通	巻	97	2	99	80,369	829
峡	南	交	通	巻	40		40	25,756	644
東部	『・盲	雪士北流	麓交通	圏	209	5	214	192,113	919
	合	計	-		1,098	13	1,111	869,132	792

一般車両は「特定大型車、大型車、普通車、小型車」をいう。 特殊車両は「福祉タクシー、寝台タクシー等」をいう。 1両当り人口は特殊車両を除く。

> 資料:山梨県統計調査課 資料:山梨県タクシー協会調べ

4. 甲府交通圏の事業者数・車両数

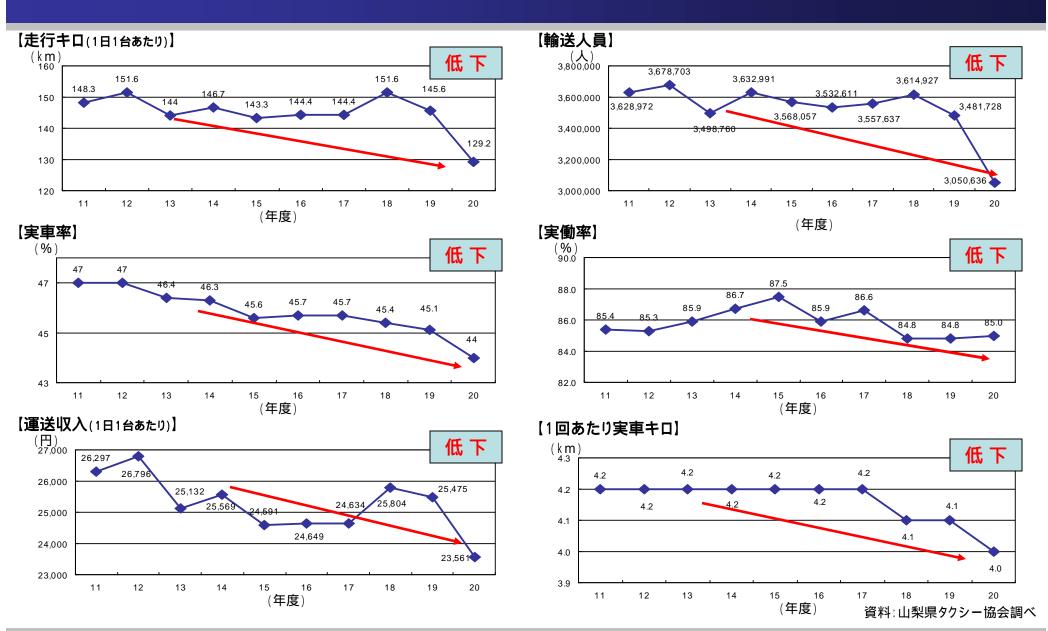
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年4月	21年5月	21年6月	21年7月	21年8月	21年9月
事業者数	25	25	25	26	26	26	25	24	24	25	24	24	24	24	24	24
車 両数	491	492	498	500	500	493	490	482	478	476	456	455	455	454	453	449



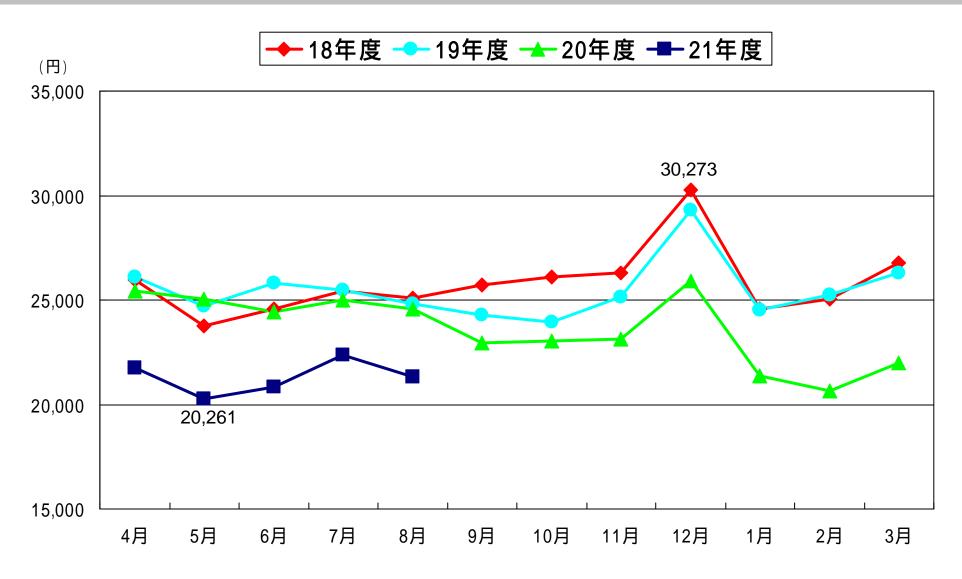
事業者数・車両数ともに減少

資料:山梨県タクシー協会調べ

5. 甲府交通圏の年度別輸送実績の推移

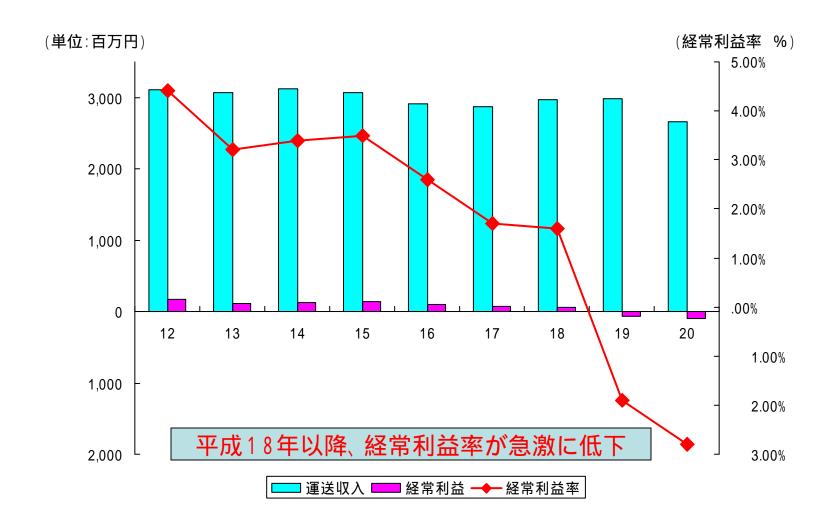


6. 甲府交通圏 1日1台あたりの運送収入の推移



資料:山梨県タクシー協会調べ

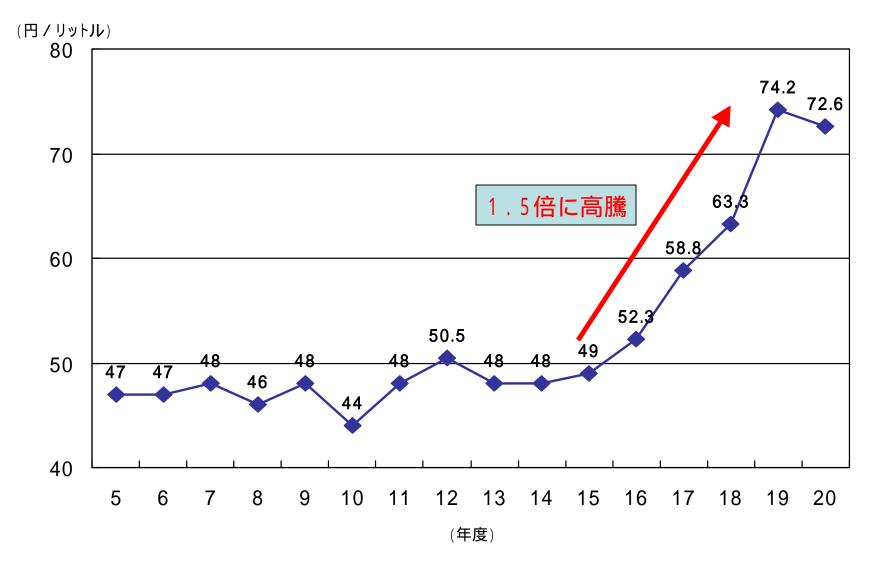
7. 甲府交通圏(16社)の運送収入と経常利益の推移



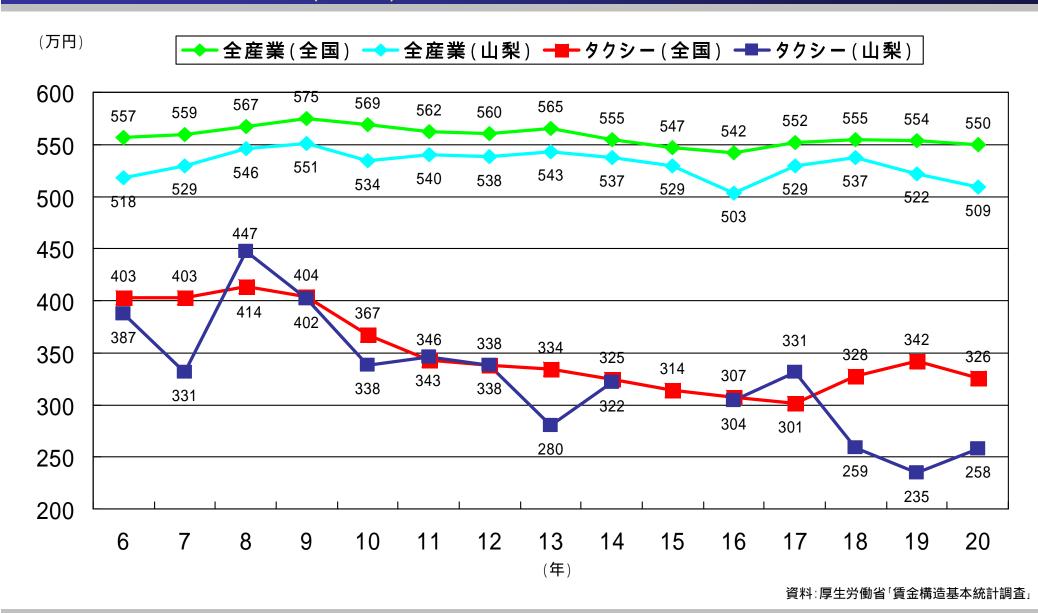
経常利益率 = 経常利益 ÷ 運送収入 × 100

資料:山梨県タクシー協会調べ

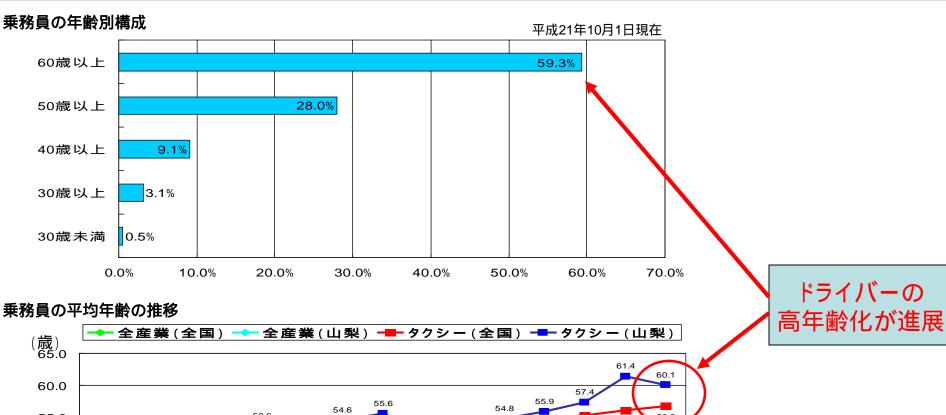
8.LPG価格の推移



9.山梨県のタクシー運転者と全産業労働者における年間所得の比較(男性)



10.タクシー運転者の年齢構成・平均年齢



55.0 52.7 53.8 53.2 52.9 50.0 45.0 42.0 41.8 41.3 41.6 40.9 40.6 40.0 40.5 40.3 35.0 7 8 12 6 9 10 11 13 14 15 16 17 20

(年)

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 資料:山梨県タクシー協会調べ

11. 山梨県のタクシー運賃

山梨県A地区 自動認可運賃・料金表

1.特定大型車

			四	離制運賃	į		n± 88 0C 🔅	ıA.	
			初乗運賃 (1.8km)	加算運賃		時間距離 併用運賃			
Α	(上限	運賃)	790 円	254 m	90 円	1分	35 秒	90 円	
В	運	賃	780 円	258 m	90 円	1分	35 秒	90 円	
C	運	賃	770 円	262 m	90 円	1分	35 秒	90 円	
D	運	賃	760 円	267 m	90 円	1分	40 秒	90 円	
Ε	運	賃	750 円	271 m	90 円	1分	40 秒	90 円	
F	運	賃	740 円	276 m	90 円	1分	40 秒	90 円	
下	限道	重賃	730 円	281 m	90 円	1分	45 秒	90 円	

		時間制運賃					
	初乗運賃 (1.8km)	加算運賃					
A (上限運賃)	3,750 円	30 分 3,750 円					
B 運 賃	3,700 円	30 分 3,700 円					
C運賃	3,650 円	30 分 3,650 円					
D 運 賃	3,600 円	30 分 3,600 円					
E 運 賃	3,550 円	30 分 3,550 円					
F 運 賃	3,500 円	30 分 3,500 円					
下 限 運 賃	3,450 円	30 分 3,450 円					

2.大型車

	.,,,		距		時間距离	ilt		
		初乗運賃 (1.8km) 加算運賃				併用運賃		
Α	(上限:	運賃)	750 円	271 m	90 円	1分	40 秒	90 円
В	運	賃	740 円	276 m	90 円	1分	40 秒	90 円
C	運	賃	730 円	281 m	90 円	1分	45 秒	90 円
D	運	賃	720 円	286 m	90 円	1分	45 秒	90 円
Ε	運	賃	710 円	291 m	90 円	1分	45 秒	90 円
下	限 運	賃	700 円	295 m	90 円	1分	50 秒	90 円

	時間制運賃				
	初乗運賃 (1.8km)	加算運賃			
A (上限運賃)	3,550 円	30 分	3,550 円		
B 運 賃	3,500 円	30 分	3,500 円		
C 運賃	3,450 円	30 分	3,450 円		
D 運 賃	3,400 円	30 分	3,400 円		
E 運 賃	3,350 円	30 分	3,350 円		
下 限 運 賃	3,300 円	30 分	3,300 円		

3.普通車

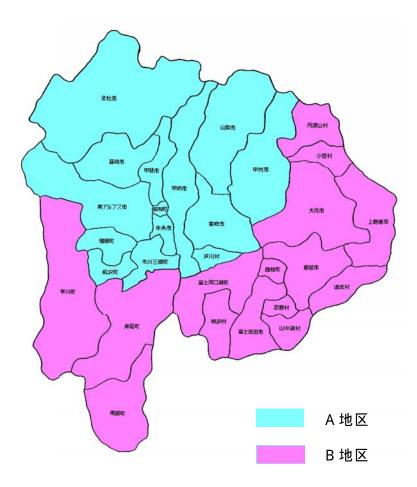
	. ц ~ т			離制運賃	į		吐即虾 菌	i t	
			初乗運賃 (1.8km)	加算	運賃	一 時間距離 併用運賃			
Α	(上限運	賃)	710 円	291 m	90 円	1分	45 秒	90 円	
В	運	重	700 円	295 m	90 円	1分	50 秒	90 円	
C	運賃	Į.	690 円	299 m	90 円	1分	50 秒	90 円	
D	運貨		680 円	304 m	90 円	1分	50 秒	90 円	
Ε	運	Į.	670 円	308 m	90 円	1分	55 秒	90 円	
下	限 運	賃	660 円	313 m	90 円	1分	55 秒	90 円	

	時間制運賃				
	初乗運賃	加算運賃			
	(1.8km))JI +	并任貝		
A (上限運賃)	3,350 円	30 分	3,350 円		
B 運 賃	3,300 円	30 分	3,300 円		
C 運 賃	3,250 円	30 分	3,250 円		
D 運 賃	3,200 円	30 分	3,200 円		
下 限 運 賃	3,150 円	30 分	3,150 円		

4.小型車

	距	離制運賃		時間距离	#	
	初乗運賃 (1.8km)	加算	運賃		併用運賃	
A (上限運賃)	690 円	299 m	90 円	1分	50 秒	90 円
B 運 賃	680 円	304 m	90 円	1分	50 秒	90 円
C 運 賃	670 円	308 m	90 円	1分	55 秒	90 円
D 運 賃	660 円	313 m	90 円	1分	55 秒	90 円
下 限 運 賃	650 円	318 m	90 円	1分	55 秒	90 円

	時間制運賃					
	初乗運賃 (1.8km)	加算運賃				
A (上限運賃)	3,250 円	30 分	3,250 円			
B 運 賃	3,200 円	30 分	3,200 円			
C 運 賃	3,150 円	30 分	3,150 円			
D 運 賃	3,100 円	30 分	3,100 円			
下 限 運 賃	3,050 円	30 分	3,050 円			



山梨県 B 地区 自動認可運賃・料金表

<u>1.特定大型</u>車

Г	. 13707(11-	距離制運賃				時間距離		
	初乗運賃 加算運賃 (1.8km)		所同起離 併用運賃					
Α	(上限運賃)	790 円	219 m	90 円	1分	20 秒	90 円	
В	運賃	780 円	223 m	90 円	1分	20 秒	90 円	
C	運賃	770 円	226 m	90 円	1分	25 秒	90 円	
D	運賃	760 円	230 m	90 円	1分	25 秒	90 円	
E	運賃	750 円	234 m	90 円	1分	25 秒	90 円	
F	運賃	740 円	238 m	90 円	1分	30 秒	90 円	
G	運賃	730 円	242 m	91 円	1分	30 秒	90 円	
Н	運賃	720 円	246 m	92 円	1分	30 秒	90 円	
下	限 運 賃	710 円	251 m	90 円	1分	30 秒	90 円	

	時間制運賃				
	初乗運賃 (1.8km)	加算運賃			
A (上限運賃)	3,820 円	30 分	3,820 円		
B 運 賃	3,760 円	30 分	3,760 円		
C 運賃	3,700 円	30 分	3,700 円		
D 運賃	3,640 円	30 分	3,640 円		
E 運賃	3,580 円	30 分	3,580 円		
F 運 賃	3,520 円	30 分	3,520 円		
F 運 賃	3,460 円	30 分	3,460 円		
F 運 賃	3,400 円	30 分	3,400 円		
下 限 運 賃	3,350 円	30 分	3,350 円		

2 .大型車

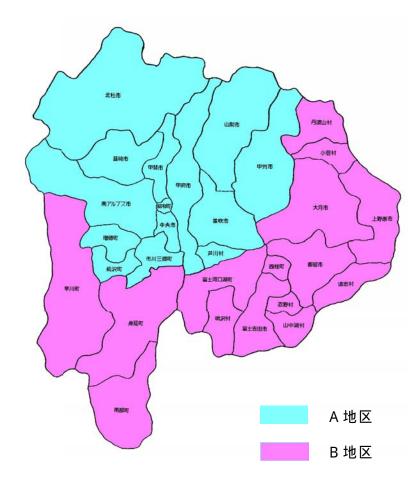
			距離制運賃		時間距離		
		初乗運賃 (1.8km)	加算運賃		併用運賃		
A (上限運賃)		750 円	234 m	90 円	1分	25 秒	90 円
В	運賃	740 円	238 m	90 円	1分	30 秒	90 円
C	運賃	730 円	242 m	90 円	1分	30 秒	90 円
D	運賃	720 円	246 m	90 円	1分	30 秒	90 円
Ε	運賃	710 円	251 m	90 円	1分	30 秒	90 円
F	運賃	700 円	255 m	90 円	1分	35 秒	90 円
G	運賃	690 円	258 m	90 円	1分	35 秒	90 円
下	限 運 賃	680 円	262 m	90 円	1分	35 秒	90 円

	時間制運賃				
	初乗運賃 (1.8km)		加算運賃		
A (上限運賃)	3,580 円	30 分	3,580 円		
B 運 賃	3,520 円	30 分	3,520 円		
C運賃	3,460 円	30 分	3,460 円		
D 運 賃	3,400 円	30 分	3,400 円		
E 運 賃	3,350 円	30 分	3,350 円		
E 運 賃	3,300 円	30 分	3,300 円		
E 運 賃	3,250 円	30 分	3,250 円		
下 限 運 賃	3,200 円	30 分	3,200 円		

3 .普通車

			距	離制運賃	į	時間距離 併用運賃		
			初乗運賃 (1.8km)	加算	運賃			
Α	(上限	運賃)	710 円	251 m	90 円	1分	3 秒	90 円
В	運	賃	700 円	255 m	90 円	1分	35 秒	90 円
С	運	賃	690 円	258 m	90 円	1分	35 秒	90 円
D	運	賃	680 円	262 m	90 円	1分	35 秒	90 円
E	運	賃	670 円	266 m	90 円	1分	40 秒	90 円
F	運	賃	660 円	270 m	90 円	2 分	40 秒	90 円
G	運	賃	650 円	274 m	90 円	3 分	40 秒	90 円
下	限道	重賃	640 円	278 m	90 円	1分	40 秒	90 円

	時間制運賃					
	初乗運賃	加算運賃				
	(1.8km)					
A (上限運賃)	3,350 円	30 分	3,350 円			
B 運 賃	3,300 円	30 分	3,300 円			
C 運 賃	3,250 円	30 分	3,250 円			
D 運 賃	3,200 円	30 分	3,200 円			
E 運 賃	3,150 円	30 分	3,150 円			
F 運 賃	3,100 円	30 分	3,100 円			
下 限 運 賃	3,050 円	30 分	3,050 円			



12.タクシー業界の取り組み

・サービス向上・安全向上への取り組み

- ・タクシー乗務員登録制度
- ·運転免許返納者運賃割引制度
- ・禁煙タクシーの導入
- ・忘れ物・苦情等の処理
- 点字シールの掲出
- ・運輸安全マネジメントの推進

・社会貢献等への取り組み

- ·防犯への協力(110番協力タクシー)
- ・交通遺児への募金活動
- ・環境対策(アイドリングストップ運動の実施)

適正と考えられる車両数の算定について

需要量の算定

次式により推定。

需要量

= 平成20年度の総実車キロ×20年度の総実車キロの対前年度比

適正と考えられる車両数の算定

次式により行う。

適正と考えられる車両数

= 需要量÷(過去5年間の平均総走行キロ×平成13年度の実車率÷過去5年間の平均延実働車両数) ÷365÷<u>実働率()</u>

実働率については、「90%」、「平成13年度実績値(86%)」及び「80%」を適用してそれぞれ算出

実働率「90%」を適用した場合・・・・・・・・ <u>算定結果 約350両</u> 実働率「平成13年度実績値」を適用した場合・・・ <u>算定結果 約350両</u> 実働率「80%」を適用した場合・・・・・・・ 算定結果 約400両

参考

平成20年7月11日現在の車両数 479両 平成21年9月30日現在の車両数 448両

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」

地域計画

地域計画の基本的な考え方

- ○地域計画は、特定地域における<u>地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する</u> 基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化・活性化に向けた地域の総合的な 取組を定めるもの。
- 〇地域計画の策定に当たっては、協議会において<u>地域の輸送ニーズやタクシー事業</u> の実情を十分に把握し、それらに的確に対応した取組を定めることが必要。
- 〇この際、特定地域においては、供給過剰の進行や過度な運賃競争により地域公共 交通としてのタクシーの機能が低下していることに留意し、地域の実情に応じて、 供給過剰の解消や過度な運賃競争の回避、運転者の労働条件の改善・向上、タク シー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

地域計画で定めるべき事項

- ①タクシー事業の適正化·活性化の推進に関する 基本的な方針
- ○協議会における関係者間の共通認識の形成に 資するものとして、地域における<u>タクシーの位置</u> 付け・役割、タクシー事業を巡る現状の分析・取 組の方向性等について、可能な限り具体的に 記載。
- ○タクシー事業を巡る現状分析・取組の方向性を 定める際には、地方運輸局長が提示する<u>当該</u> 地域において適正と考えられる車両数を適切に 斟酌することが重要。

②地域計画の目標

特定事業等の前提となる目標として、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定。

- 1)タクシーサービスの活性化
- 2)事業経営の活性化、効率化
- 3)タクシー運転者の労働条件の悪化の 防止改善・向上
- 4)タクシー事業の構造的要因への対応、
- 5)交通問題、環境問題、都市問題の改善、
- 6)供給抑制
- 7)過度な運賃競争への対策

③地域計画の目標を達成するために行う特定事業その 他の事業及びその実施主体に関する事項

【特定事業とは】

- 1)利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供
- 2)情報通信技術の活用による運行の管理の高度化
- 3)利用者の利便の増進に資する乗場の設置及び運営
- 4)事業用自動車の適正な運行の確保に資する装置等の導入
- 5)事業用自動車の運転者等に対する講習等の実施
- 6)利用者からの苦情、問合せ等に迅速かつ適切に対応するための体制の整備
- 7)他の公共交通機関との乗継ぎの円滑化に資する措置の実施
- 8)事業用自動車の集中により発生する駅前、繁華街等における渋滞を解消するための措置の実施
- 9)低公害車の導入等による事業活動に伴う環境への負荷の低減
- 10)事業用自動車の運転者の労働条件の改善その他の労働環境の整備
- 11)利用者の需要に対応したサービスの提供
- 12)利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施
- 13)輸送需要に関する調査の実施

④ ①②③で定める事項のほか、地域計画の実施に関し当該協議会が必要と認める事項

の部分は政府提出法案に対する衆議院における修正部分)

特定地域における一 般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

目次

第 章 総則 (第一条—第三条)

第二章 基本方針等 (第四条

第七条)

第三章

地

域

計

画

0 作

-成及び記

実施

(第八条

第十四条)

第四 章 特定地域 に お け る道 路 超送法 \mathcal{O} 特 例 (第十五条)

第 五 章 雑 則 (第十六条-―第二十条)

第六 章 罰則 (第二十一条)

附則

第 章 総則

(目的)

第 一条 この法律は、 般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担っており、 地域の状況

12 に応じて、 ることが重要であることにかんがみ、 おお いて組織される協議会による地域計 地域 に お ける輸送需要に対応しつつ、 国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、 画 の作成及びこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事 地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにす 業者に 特定 よる 地 域

特定事業等の実施 並 びに特定地域における道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) の特例について

地域における交通の健全な発達に寄与することを目的とする。

定めることにより、

特定地域における一

般乗用

旅客自動車

運送事業の適正化及び活性化を推

進し、

(定義)

第二条 この 法 律 に お V) 7 般乗用旅 客自 動車運送事 業 とは、 道路運送法第三条第 号 ハの 般乗用旅

客自動車運送事業をいう。

2 この 法 律に お 1 て 般乗 用 旅客自動 車 運送事業者」 とは、 般乗用旅客自 動 車 運送事業を経営する者

をいう。

3 この法 律において 般乗用旅客自動車運送」とは、 一般乗用旅客自動車運送事業者が行う旅客の運送

をいう。

4 この 法 律 に お *(* \ 7 地 域 公共交通」 とは、 地域 公共交通 0 活 性化及び 再 生に関 する法律 平 成十九年法

律第五十九号)第二条第一号に規定する地域公共交通をいう。

5 この 法 律にお いて 「特定 地 域 とは、 次条第 項 0 規定に より指定され た地域をいう。

6 0 法 律にお 7 7 「特定事業」 とは、 般乗 用 旅 客自 動 車 運 送 事 業につ 7 て、 利 用 者 の選 択 \mathcal{O} 機会の拡

大に資 する情 報 の提 供、 情 報 通 信 技 術 0 活 用 による 運行 の管 理 一の高 度化、 利 用 者 \mathcal{O} 特 別 \mathcal{O} 需 要に応ずるた

8 0 運 送 \mathcal{O} 実施 その 他 0 玉 土 交通省令で定め る措 置 を講ずることにより、 輸送 需 要に 対応 L た合理的 な 運

営及びは 法 令 \mathcal{O} 遵 守 \mathcal{O} 確 保並 び に 運送サ] ピ ス \mathcal{O} 質 \mathcal{O} 向 上 及 び 輸 送 需 要 \mathcal{O} 開 拓 を 図 り、 ŧ 0 7 般 乗 用 旅 客

自 動 車 運 送 事 業 \mathcal{O} 適 正 化 及 び 活 性 化 にこ 資 する 事 業 を 1 う。

7 \mathcal{O} 法 律 に お 1 て 事 <u>,</u> 業 用 自 動 車 と は 道 路 運 送 法 第二 条 第 八 項に規定する事 業用自 動 車 をい . う。

(特定地域の指定)

第三条 国 土 交 通大臣 は 特 定 \mathcal{O} 地 域に お け `る ____ 般乗 用旅客自 動 車 運 送 事 業の 次に 掲げ る状 況 に 照らして、

当該 地 域 \mathcal{O} 輸 送需 要に 的 確 に . 対 応することにより、 輸送 の安全及び利 用 者 \mathcal{O} 利 |便を確 保 し、 そ \mathcal{O} 地 域 公共

交通として 0 機能を十分に発揮できるようにするため、 当該 地 域 \hat{O} 関係者の自主的な取組を中心とし

般乗 用旅客自動車 運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、 当該特

定 \mathcal{O} 地域を、 期間を定めて特定地域として指定することができる。

- 供給過 剰 (供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。) の状況
- 二 事業用自動車一台当たりの収入の状況
- 三 法令の違反その他の不適正な運営の状況
- 四 事業用自動車の運行による事故の発生の状況
- 2 国土交通 大臣 は、 特定地域 域について前 項 E 規定 する指定 の事 由 がなくなったと認めるときは、 当該特定
- 地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3

第

項

0)

規定による指定及び前

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定による指

定の

解除

は、

告示によって行う。

4 都 道 府 県 知 事 は、 国土交通大臣に . 対 i, 当該 都道· 足府県に 0 7 7 第一項の 規定による指定を行うよう要請

することができる。

5 市町 村 長は、 当 該· 市 町村 の属する都道 (府県の. 知事を経由 して、 国土交通大臣に対し、 当該市町村につい

て第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

第二章 基本方針等

(基本方針

第四 _ 条 国土交通大臣は、 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本

方針 (以 下 「基本方針」 という。) を定めるものとする。

- 2 基本方針 は、 次に掲げる事 ,項について定めるも のとする。

般

乗

用旅客自

動

車

-運送:

事

業の

適

正

化及び

活

性

化の

意義

及び

目標に関する事項

九条第 規定する地 に関 する基本的

 \equiv

特定

事

業そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

第九

条

第

項に規・

定する地

域

計

画

に定

 \Diamond

る事

業に関する基本的

な事項

- 第 項に 域 計 画 \mathcal{O} 作 成 な 事 項
- 兀 そ \mathcal{O} 他 般 乗 用 旅 客自 動 車 運 送 事 業 \mathcal{O} 適 正 化 及 び 活 性化 \mathcal{O} 推 進 に関する基本 的 な 事 項
- 3 国土 交通 大臣 は、 情 勢の 推 移により 必 要が 生じたときは、 基 本方針を変更するものとする。
- 4 国土 交通大臣は、 基本方針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを公表するものとする。

般 乗用 旅客自動 車 運送事業者等の責務

第 五 条 般乗用旅客自動車運送事業者であって特定地域内に営業所を有するもの及びこれらの者の組織す

る団 体 (以 下 般 無用的 旅客自 動 車 運送事業者等」 という。) は、 般乗 用 旅 客自 動 車 運 送 が 地 域 公 共交

通として重要な役割 を担って いることを自覚し、 当 該 特定: 地 域に お *(* \ て、 地域 に お け Ś 輸 送 需 要 \mathcal{O} 把 握 及

びこれに応じた適正 かつ合理的な運営の 確保を図るための措 置、 地 域に お ける利用者 0) 需 要 \mathcal{O} 多様 化 及び

高 度化 に的 確に対応した運送サー ピ ス の円滑 カゝ つ確実な提供を図るため の措置その 他の一 般 無用旅 客 自 動

車 運 送 事 業の 適正化 及び活性化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国の責務)

第六条 玉 は、 特定: 地 域 にお V) て — 般乗用: 旅 客自動 車 運送事業者等その 他 0)関係者 が 行う一般 乗 用旅客· 自 動

車 運 送 事 業 \mathcal{O} 適 正 化 及び 活 性 化 に 関 する 取 組 0 た 8 に 必要となる情 報 \mathcal{O} 収 集、 整 理、 分析 及 び 提 供、 助 言

その他の支援を行うよう努めなければならない。

2 玉 は、 特 定 地 域 に お 1 て 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業者等 そ 0) 他 0 関 係 者が 行 う <u>-</u> 般 乗 用 旅 客自 動 車 運

送事 業 \mathcal{O} 適 正 化 及び 活 性化 に . 関す る 取 組 لح 相 まって、 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運送事 ·業 の 適正 一化を推り 進するた

め、 検査 処分そ 0 他 \mathcal{O} 監督上 必 要な措置を的 確 に実施するものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七 之 条 国 地方公共 寸 体、 般乗 用旅客自 動車運送事業者等その 他 の関係者は、 特定地域 E お ける一 般乗

用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業の 適 正 化及び活性化を推進するため、 相互に連携を図りながら協力するよう努めな

ければならない。

第三章 地域計画の作成及び実施

(協議会)

第八条 特定 地 域 E お **,** \ て、 地 方 運 輸 局 長、 関 係 地 方公共 付団体 \mathcal{O} 長、 般乗 用旅 客自 動 車 運送. 事 業者等、

般 乗 用 旅 客自 動 車 運 送 事 業 \mathcal{O} 事 業 用 自 動 車 \mathcal{O} 運 転 者 \mathcal{O} 組織 する 寸 体 及び 地 域 住 民 は、 次条第 項に規 定 す

る地 域 計 画 \mathcal{O} 作 成、 当 該 地 域 計 画 \mathcal{O} 実 施 に 係 る連 絡 調 整 そ \mathcal{O} 他 当該 特 定 地 域 E お け Ź 般 乗 用 旅 客自 動 重

運 送 事 業 \mathcal{O} 適 正 化 及 CK 活 性 化 0 推 進 に関 L 必 要 な 協 議を行うため 0) 協 議 会 (以下 · 単 に 協 議 会 という。

-)を組織することができる。
- 2 協 議 会は、 必要が あると認めるときは、 次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
- 般乗 用 旅 客自 動 車 運送 事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
- 二 学識経験を有する者

- 三 その他協議会が必要と認める者
- 3 前二 項 に定めるも \mathcal{O} 0 ほ か、 協 議会の 運営に関し必要な事項は、 協議会が定める。

(地域計画)

第九条 協 議会は、 基本方針に基づき、 特定地域における一般乗用旅客自 動 車運送事業の適正化及び活性化

を推進するための計 画 (以 下 地 域 計 画 という。) を作成することができる。

- 2 地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 般乗 用旅客自 動 車 運送 事 · 業 \mathcal{O} 適 正 化及 び 活 性 化 \mathcal{O} 推進 に関 する基本的な方針
- 二 地域計画の目標
- 三 前 号 Ō 目 標 を 達 成するために 行う特・ 定事 業そ の他 \mathcal{O} 事業及びその 実施 主 体に 関 す る事項
- 兀 前 号に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} 0 ほ か、 地 域 計 画 \mathcal{O} 実 施 に 関 L 当 該 協 議 会が 必 要と認っ \Diamond る 事 項
- 3 地域· 計 画 は 都 市 計 画 そ \mathcal{O} 他 法 律 \mathcal{O} 規 定による 地 域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 交通 12 関 する計 画 との 調 和 が 保 たれ、 か つ、 地 方

自 治 法 (昭 和 一 十 二 年 法 律第 六十 -七号) 第 条第四 項 \mathcal{O} 基 本 構 想に 即 l た もので なけ れ ば なら ない。

地 域計画は、 その作成に係る合意をした協議会の構成員である 般 乗用旅客自 動 車 運送事業者が当 該 地

4

域計 画 に係る特定地 域 、内の営業所に配置する事業用 自動 車 の台数の合計が当該特定地域内の営業所に配置

され る 事業用 自動 車 \mathcal{O} 総台数の過半数であるものでなければならない。

5 協 議 会は、 地域計 画 を作成したときは、 遅滞なく、 これを公表するとともに、 国土交通大臣に送付しな

ければならない。

6 国土交通大臣は、 前 !項の規定により地域計画の送付を受けたときは、 協議会に対し、 必要な助言をする

ことができる。

7 第三 項 カゝ 5 前 項 Ĵ で 0 規定 は、 地域 計 画 の変更に つい て準用する。

(地域計画に定められた事業の実施)

第十条 地 域 計 画 \mathcal{O} 作 成 に係 る合意をした協 議 会 の構 成員で あ つ て、 当 該 地 域計 画 に定め られ た事 業 の実施

主体、 とされた もの は、 当 該 地 域 計 画 に 従 V) 事 業 を実施し なけ ń ば なら な

2 協 議 会は、 地 域 計 画 \mathcal{O} 目 標を達成するために必要があると認めるときは 当 該 地 域 計 画 に定めら れ た を 事

業の 実 施主体とされた者以外の者に対し、 当該地 域計画に定められた事業の実施 のために必要な協力を要

請することができる。

(特定事業計画の認定)

第十 条 地 域 計 画 に お 1 7 特 定 事 業に関する事 項 が定めら れたときは、 当 該 地 域 計 画 \mathcal{O} 作 成に 係 る合意 を

た協 議 会の 構 成 員 で あって、 特 定 事 業 0 実施 主 体 ことされ た 般 乗用 旅 客自 動 車 運 送 事 業者 は 単 独 で 又

は 共 同 L て、 当 該 地 域 計 画 12 即 して 特定 事 業 を実施 するた 8 \mathcal{O} 計 画 以 下 「 特· 定 事 業 計 画 とい う。 を

活性 化 を 適 切 カン 0 確 実 (に推 進 す っるため に 適 当で、 あ る 旨 \mathcal{O} 認定を申 請することができる。

作成

Ļ

これ

を 国

1土交通·

大

臣

に

提

出

L

て、

その

特

定

事

業

計

画

が

般

乗

用

旅

客自

動

車

運

送

事

業

 \mathcal{O}

適

正

化

及び

2 特定 事 業 計 画 は、 次 12 掲 げ る事 項に 0 1 て定め るも Oとする。

- 一特定事業の内容
- 二 特定事業の実施時期
- \equiv 特 定 事 業 \mathcal{O} 実 施 に 必 要 な 資 金 \mathcal{O} 額 及 び そ $\overline{\mathcal{O}}$ 調 達 方 法
- 四 特定事業の効果

3

五. 特 定 前 事 各 業 号 計 12 掲 画 に げ は る ŧ 特定事 \mathcal{O} \mathcal{O} ほ 業と相上 か、 特定事 ま いって、 業 \mathcal{O} 実 地 施 域 計 \mathcal{O} ため 画 に基 に必要な事項として国土 づ <u>く</u> 般 乗用 旅 客自 動 車 交通省令で定め · 運 送事 業 0 適 る事 正 化 及び 項

たる法・ 活性 措置として国土交通省令で定めるもの 化を推進するため、 人の 合併又は 分割、 般 無用 般 乗 旅客自 用旅客自 (以 下 動 動 車 **丁運送事** 車 「事業再構築」という。 運 送 · 業 の 事 業 譲 の供 渡又は譲受け、 給 輸送力の について、 減 少そ 般乗用旅客自動 の他 経 次に掲げる事項を定め 営 の合 理化 車 -運送事 に資 業者 する

ることができる。

一内容

二 実施時期

三

効果

兀 前 三号に掲げるもの 0 ほ か、 その実: 施 \mathcal{O} ため に 必要な事項として国土 交通省令で定める事

4 \mathcal{O} 国土 7 ず 交通 れ に ,も適 大臣 は、 合するもので 第 項 \mathcal{O} 規定に あ ると認っ よる \emptyset 認定 るときは、 \mathcal{O} 申 請 その が あ 認 0 定をするものとする。 た場合に お 7 て、 そ 0 特定 事 業計 画 が 次 0 各号

特 定 事 ,業計 画 に定め る事 項 が 基本方針に 照ら L 適切 な ŧ のであること。

る場合にあっては、 特 定事 ,業計 画 に 定める事 特定事業及び事業再構築。 項 が 特定事業 (当該 特 以下同じ。 定事 業計 画 1. 1. を確実に遂行するため 事業再構築に関する事項が定められてい 適切 なものであるこ

項

 \equiv 特 定事 業計画に定める事項が道路運送法第十五条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二 項の認可

を要するものである場合にあっては、 その内容が同法第 十五条第二項又は第三十六条第三項にお 7 て準

用する同 法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

几

特 定事 業計 画 に共同 事業再構築 二以上の一 般乗用的 旅客自 動車運送事業者が共同 して行う事業再構築

を いう。 以下同じ。 に関する事項が 定められ てい る場合にあっては、 次の 1 及び 口 に適合すること。

イ 共同 事 業再構物 築を行う一般乗用 旅 客自 動 車 運 送 事業者と他 (I) 般乗用旅 客自 動 車 十運送 ・ 事 業者との間

 \mathcal{O} 適 正 一な競 争が 確 に保される るも Oであること。

般 乗用 旅 客自 動 車 運 送 0 利 用 者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるも のでな

口

5 前項 0 認定を受けた者は、 当該認定に係る特定事業計画を変更しようとするときは、 国土交通大臣の認

定を受けなけ ればならない。

6 第四項の規定は、 前項の変更の認定について準用する。

第 四 項の 認定及び 第五 項 の変更の認定に関し必要な事 ず項は、 国土交通省令で定める。

(公正取引委員会との関係)

7

第 十二条 国土交通 大臣 は、二以 上の一般 乗用旅客自動車運送事 業者の申請に係る特定事業計 画 (共同事業

再構 築 に係る事項 が 記載され てい るものに限 る。 第三項におい て同 ľ につい て前条第四 項 \mathcal{O} 認 定 同

条第 五. 項 0 変更の 認定を含む。 以下同じ。 をしようとする場合において、 必要が あると認めるときは、

当該 認 定に 係 る申 請 書 \mathcal{O} 写 L を公正 取 引委員会に送付するとともに、 公 正 取引委員会に対 Ļ 当 該送 付に

係る特 定 事 業 計 画 に 従 0 て 行 おうとする共 同 事業 再 構築 が 般 乗用: 旅 客自 動 車 運 送 事 業におい け る競 争 に 及

ぼ す 影 響に 関 はする事 項 その 他 \mathcal{O} 必 要な事 項 E 0 1 て意見を述べ るも 0 とす る。 この 場 合に お 1 て、 玉 土 交

通 大 臣 は 当該 特 定 事 業計 画 に 係 る 特 定 地 域 \mathcal{O} 般 乗用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 に お け る市場 0 状 況 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O}

当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 公 正 取引委員会は、 必要が、 あると認め るときは、 国土交通大臣に対し、 前項の規定による送付を受けた

特定事業計画について意見を述べるものとする。

3 国土 交通大臣及び公正取引委員会は、 国土交通大臣が前条第四項の認定をした特定事業計 画に従ってす

る共 同 事業再 構 築につ いて、 当該 認定後 0 経済的 事 ·情 の 変化により、 般乗用 旅客自 動車運送事 業者 間 (T)

適 正 な競争を阻 害し、 又は 般乗用旅客自 動 車 運 送 \mathcal{O} 利 1用者及び関連事 業者の利益を不当に害することと

ならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(道路運送法の特例)

第十三条 第十 条第四 項の認定を受けた者 (以 下 「認定事業者」 という。) がその認定に係る特定事業計

画 (以 下 「認定特定事 業計 画 という。) に基づき実施す る特定地 域 0 住 民 0) 福 祉 \mathcal{O} 増進 を図 るため 0 運

送として国土交通省令で定め るもの に係 る旅 客 \mathcal{O} 運 賃及び料金を定め る場 一合に お **,** \ 7 は、 道 路 運 送法 第九

条の三 第一 項 \mathcal{O} 規 定に カン か わ らず、 あら カゝ じ め、 当 該 運 賃 及 び 料金、 を国 土 一交通-大臣 に届い け 出ることをも

て足りる。

2 認定 事 業者 が 認定 特定事 業 計 画 [に基づ き 般 乗 用 旅客 自 動 車 運 送事 <u>,</u> 業 0 事 業 計 画 (道 路 運 送 法 第 五. 条第

項第三号 0 事 業計 画 をいう。 第十 ·五条第 項に お いて同じ。) の変更をする場合にお (1 て は 当該 認定

事 業者 が当該認定を受けたことをもって、 同 法第十五条第 項の認可を受け、 又は 同 条第三項若しくは第

四項の規定による届出をしたものとみなす。

認定事業者が認定特定事業計画 (事業再構築に関する事項が定められているものに限る。) に基づき一

3

般 乗 用旅客自動車 運送事業の譲渡若しくは譲受け又は 一般乗用旅客自動 車運送事業者たる法人の合併若し

くは分割をする場合においては、当該認定事業者が当該認定を受けたことをもって、 道路運送法第三十六

条第一項又は第二項の認可を受けたものとみなす。

(認定の取消し等)

第十四条 国土交通大臣は、 認定事業者が 正当な理由がなく認定特定事業計画に従って特定事業を実施 して

1 ない と認めるときは、 当該 認定事業者に対 し、 認定特定 事業計 画 に従って当該特定事業を実施すべきこ

とを勧告することができる。

2 国土 交通大臣 は、 前 項 0) 規定による勧告を受けた認定事業者が当該勧告に従わないときは、 その認定を

取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、 認定特定事業計画が第十一条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認め

るときは、 認定事業者に対して、 当該認定特定事業計画の変更を指示し、 又はその認定を取り消すことが

できる。

第四章 特定地域における道路運送法の特例

第十五 条 特 定地 域 12 お 1 て、 般 乗 用 旅 客自 動 車 運 送事業者が当該特定 地 域 内 の営業所に配置 するそ \mathcal{O} 事

業用 自 動 車 0 合計 数 を増加させる事業計 画 0 変更に つい ては、 道路 運送法 第 五. 条第 項中 「第三項

第

几 項 とあ るのは、 第四 項 とし、 同 条第三項 0) 規定は、 適 用 L な

2 特定 地 域 \mathcal{O} 指 定が 解 除され た際又は 特 定 地 域 \mathcal{O} 指 定 期 間 が 満 了 L た際 現にされ てい る前項 \mathcal{O} 規定に ょ り

読み替 「えて適同 用す る道 路 運 送 法第一 + 五. 条 第 項 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 で あ 0 て、 前 項に 規 定す る事 業計 画 \mathcal{O} 変更に

係る ŧ \mathcal{O} は、 同 条第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ り L た 届 出 とみ んなす。 ただし、 特定 地 域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 指 定 期 間 \mathcal{O} 満 了 後引き続 き

当該 地 域 が 特 定 地 域とし て指定された場 一合は、 こ の 限 ŋ でなな V

第五章 雑則

(資金の確保等)

第十六 条 玉 には、 地 域 計 画 12 定 8 6 いれた事 業の推進を図るため に必要な資 金の 確 保 融通 又はその あ 0 せん

その他の援助に努めるものとする。

(報告の徴収)

第十七条 国土交通大臣は、 この法律の施行に必要な限度において、 認定事業者に対し、 認定特定事業計画

に係る特定事業の実施状況について報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、 国土交通省令で定めるところにより、 地方運輸局長

に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

第十九条 こ の 法 律 に定めるも 0 0 ほ か、 この法律の実施のため必要な事項は、 国土交通省令で定める。

(経過措置)

第二十条 こ の 法律 の規定に基づき国土交通省令を制定し、 又は改廃する場合にお いては、 国土交通省令で

その 制 定又は改廃に伴い 合理的に必要と判断される範囲内において、 所要の経過措置 (罰 則に関する経

過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第二十一条 第十七条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者は、 三十万円以下の罰金に処する。

2 法 人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その 他 \mathcal{O} 従業者が、 その 法 人又は人の業務に関し、

前 |頭の違| 反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その法人又は人に対しても 司 項 O刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、 公布 O日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政 府 は、 この 法律 \mathcal{O} 施 行 後五 年を経過 L た場合にお į١ て、 この 法律 の施行の状況に 0 いて検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3

政府 は こ の 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 状 況 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運送事 業 0 供 公給過 剰 0 状 況等を勘案し、 地 域 公共

交通とし 7 0) 般 乗 用 旅客 自 動 車 運 送 事 業 \mathcal{O} 適 正 化 及び 活 性 化 並 び に 利 用 者 \mathcal{O} 利 益 \mathcal{O} 増 進 を推 進 しする 観点

か 、 ら、 般 乗 用 旅客 自 動 車 運 送事 業 \mathcal{O} 許 可 運賃及び 料 金 事 業用, 自 動 車 \mathcal{O} 数 に 係る事業計 画 \mathcal{O} 変更、 事

故 $\widehat{\mathcal{O}}$ 報 告 等 般 乗 用 旅 深客自: 動 車 運 送事業に係る道路運送法に基づく制度の在り方について早急に検討 を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府 は 般乗用: 旅客自動 車 運送事業が 地域公共交通として重要な役割を担っていることに か んが み、

般乗用 旅 然客自動。 車 運 送事業の事業用 自 動 車 \mathcal{O} 運 転者の 登録等 に関する制度の在り方に . つ い て検討を加え

、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(道路運送法の一部改正)

5 道路運送法の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第 九条 0 一第 項 第 号 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に つ 1 7 は 当分の 間 加 えたも \mathcal{O} を超えな 1 Ł <u>の</u> とある

のは、「加えたもの」とする。

(登録免許税法の一部改正)

6

登録 免許 税 法 昭昭 和 兀 年 法 律第三十五 号) 0) 部を次 0 ように改 正 する。

別表第一 第百二十 -五号中 又は第三十 四条第二項」を 「若しくは第三十四条第二項又 は 特定地 域におけ

る 般乗用 旅客自 動 車 運送事業の 適 正 化及び活性化に関する特別措置法 (平成二十一年 法 律 第 号)

第十三条第二項 (道路運送法の特例) _ に、 「同法第二十二条第三項」 を 「地域公共交通の活性化及び再

生に .関する法律第二十二条第三項」に、 「又は同法第三十条第七項」を「若しくは同法第三十条第七項」

に、 「は当該事業計 一直」を 「又は特定地域における一般乗用 旅客自動 車 運送事業の適正化及び活性化 に関

する特別措置法第十一条第四項(特定事 業計画 の認定) (同条第六項において準用する場合を含む。) 0)

規定による特定事業計画 の認定は当該事 業計画」 に改め、 同号□ロ中「除く」の下に「。 ハにおいて同じ

」を加え、同号口に次のように加える。

もの	することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定め	定義)に規定する事業用自動車をいう。)の合計数を増	業所に配置する事業用自動車(道路運送法第二条第八項	別措置法第二条第五項(定義)に規定する特定地域内の	般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する	ハ ①ロに掲げる許可を受けている者が特定地域における
	る_	加		営_	特_	
						一件につき五千円

特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン

1 特定地域の協議会の目的

特定地域の協議会(以下、単に「協議会」という。)は、地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる事項の協議を行うために設置するものとする。協議会は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2 協議会の設置及び運営

- (1) 協議会は、1つの特定地域につき、1つ設置するものとする。
- (2) 協議会の設立に当たっては、原則として法第8条第1項に掲げる者が連携して設立準備会を立ち上げることとし、当該設立準備会が協議会設立の主導的な役割を担うものとする。
- (3) 協議会は、設立時に設置要綱を定めるものとし、当該設置要綱の原案は設立準備会が作成するものとする。
- (4) 設立準備会は、協議会の設立前に、協議会を設立する期日とともに協議会を設立する旨を公表するものとする。適切な公表手段を有する者が設立準備会の構成員となっていない場合は、地方運輸局長が公表するものとする。
- (5) 協議会設立時の手続きは次に掲げる順によるものとする。
 - ① 法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員による設置要綱の承認
 - ② 協議会の役員の選出
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項の協議
- (6) 協議会の会長は、協議会の構成員の中から互選により選任するものとする。
- (7) 協議会には、必要に応じ、設置要綱に定めることによって、その運営の事務に関して主導的な役割を担う事務局長その他の運営に必要な役員を置くことができる。
- (8) 協議会の役員の任期は、協議会の設置要綱に定めることができるものとする。
- (9) 協議会は、地域計画の作成後も、特定地域に指定されている間は定期的に開催するものとする。
- (10) (9)に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとする。また、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求できるものとする。
- (II) 協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、 議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとす る。
- (12) 協議会における協議を円滑なものとするため、地方運輸局長は、特定地域におけ

るタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとする。特に現状を説明する際には、 当該特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。

3 協議会の取組みを行うに当たっての具体的な指針

協議会においては、次の(1)~(3)に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組みを定めるものであり、協議会は、協議会の設置後直ちに地域計画の作成に着手するものとする。地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた地域計画に関する事項に十分留意するものとする。

- (2) 地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 協議会は、地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合には、当該事業の関係者の連絡調整の場を設けるよう努めるものとする。
 - ② 協議会は、地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、その議決を経て、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、必要な協力を要請できるものとする。
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要な協議協議会は、地域の実情に応じて、当該協議会の存する特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要となる事項を協議するものとする。

4 協議会の構成員

- (1) 法第8条第1項及び第2項に掲げる者は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - ① 地方運輸局長 協議会が設置される特定地域を管轄する地方運輸局長
 - ② 関係地方公共団体の長 協議会が設置される特定地域を管轄する地方公共団体の 長のうち地域公共交通としてのタクシーの役割・あり方等に関心を持ち、タクシー を地域公共交通として積極的に活用していく意欲等を示した地方公共団体の長
 - ③ 一般乗用旅客自動車運送事業者等 タクシー事業を経営する者(以下「タクシー事業者」という。)のうち特定地域内に営業所を有するもの及び当該タクシー事業者が構成員となっているタクシー協会等のタクシー事業者の組織する団体(以下「タクシー協会等」という。)
 - ④ 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体 タクシー 事業者の事業用自動車の運転者(以下「タクシー運転者」という。)のうち特定地 域内に営業所を有するタクシー事業者が雇用するものが組合員となっている労働組 合等のタクシー運転者の組織する団体(以下 5(1)⑤において「労働組合等」という。)
 - ⑤ 地域住民 例えば自治会、商工会等のタクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者(地域の実情に精通している地方公共団体が推薦する団体又は組織の代表者が望ましい。)
 - ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者 鉄

道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者等の他の公共交通事業者、ホテル等の宿 泊施設管理者等

- ⑦ 学識経験を有する者 大学教授等の学識経験者
- ⑧ その他協議会が必要と認める者 特定地域の実情に応じ、タクシー事業の適正化 及び活性化を推進する上で必要と認められる者(例えば協議会が設置される特定地 域を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署、都道府県公安委員会等の関係行政 機関及び観光協会等)
- (2) 法第8条第1項に掲げる者については、特定地域において該当する者が存在しない場合を除き、必ず1者は協議会に参加していなければならないものとする。
- (3) 協議会の構成員については、地域の実情を踏まえて、協議会におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的に推進するものとなるよう十分留意するものとする。特に、都道府県労働局、労働基準監督所長、都道府県公安委員会等地域のタクシー事業の適正化及び活性化に関係する行政機関については、地域の実情に応じて必要と認められる場合は、積極的に構成員として加えるものとする。
- (4) 協議会設立後の協議会の構成員の変更は、設置要綱の変更を必要とするものとする。
- (5) 特定地域内に営業所を有するタクシー事業者は、当該タクシー事業者が構成員となっているタクシー協会等に、協議会の議決を委任することができるものとする。

5 協議会の合意形成

- (1) 設立準備会は、協議会の設置要綱の原案を作成し、協議会の設立時に法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員の承認を得るものとする。承認の方法は、協議会運営の公平性と協議会の構成員の多様性を損なわないことに留意する観点から以下の方法によるものとする。
 - ① 地方運輸局長が承認していること。
 - ② 関係地方公共団体の長が全て承認していること。
 - ③ 設置要綱を承認しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー事業の事業用自動車(以下「タクシー車両」という。)の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱を承認しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が承認していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が承認していること。
- (2) 協議会における議題ごとの議決方法は、協議会の設置要綱に定めるものとする。
- (3) 設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。
- (4) 設置要綱に定める協議会の議決方法は、(1)を参考にしつつ、協議会運営の公平性と協議会の構成員の多様性を損なわないことに十分留意するものとする。
- (5) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するた

- め、協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのため の調整が積極的に行われるものとする。
- (6) 地域計画の作成に当たっては、法第9条第3項の規定により、その作成に係る合意をした協議会の構成員であるタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であるものでなければならないことに留意するものとする。

6 その他

協議会は、必要に応じて他の協議会と合同開催とすることができるものとする。また、必要に応じて、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)に規定する地域公共交通会議、運営協議会及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に規定する協議会等の地域の移動手段のあり方を協議する協議体とも合同開催とするなど、地域の交通体系を総合的にかつ効率的に協議するために必要な連携を行うものとする。

○○協議会設置要綱(モデル要綱)

制定平成○○年○○月○○日

(目的)

第1条 ○○協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、△△(特定地域)の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー運転者」とは、タクシー車両の運転者をいう。
- 4 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。
- 6 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第 3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1) 地域計画の作成
 - (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の 関係者の招集
 - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の 要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
 - (3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② (地域の実情に応じて、必要となる事項を列記)

(協議会の構成員)

- 第4条 協議会設立時の構成員は、次に掲げる者とする(括弧内は例)。
 - (1) 〇〇運輸局長又はその指名する者
 - (2) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者

- (3) タクシー事業者(○○株式会社)
- (4) タクシー協会等(社団法人〇〇都道府県タクシー協会)
- (5) 労働組合等(○○労働組合○○都道府県支部)
- (6) 地域住民の代表 (○○自治会長又は○○商工会長)
- (7) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等(○○株式会社)
- (8) 学識経験者(○○大学教授○○)
- (9) ○○都道府県労働局・○○労働基準監督署・○○都道府県公安委員会
- (10) (その他協議会が必要と認める者を列記)

(協議会の運営)

- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は○年とする。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 5 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 6 事務局長の任期は○年とする。
- 7 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の種別ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 地方運輸局長が合意していること。
 - ② 関係地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である都道府県労働局及び労働基準監督署並びに都道府県公安委

員会が合意していること。

- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(都道府県労働局及び労働基準監督 署並びに都道府県公安委員会を除く。)の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の 実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長及び事務局長が合意していること。
 - ② 会長及び事務局長以外の構成員の過半数が合意していること。
- 8 協議会は、○ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 9 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 10 協議会は原則として公開とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。